

人権尊重都市宣言

人はだれでも、一人ひとりかけがえのない存在として尊重され、豊かに、健康で幸せな生活を営む権利をもっています。この基本的人権は、いかなる理由があっても侵害されるものではありません。

わが国では、日本国憲法に明示されている基本的人権の確立のため、人権擁護のさまざまな努力が続けられてきました。いまや、地球規模の交流時代の中で、人権の尊重がいつそう強い社会的要請にまで高まっています。

私たちは、すべての市民の人権を等しく保障するために、平和及び人権尊重について、ともに学び行動し、明るい民主的社会の実現を図る必要があります。

ここに、私たち市民は、憲法のかかげる平和及び人権の確立とその擁護のための活動を推進し、人と人とのふれあいを大切にし、いたわりの心がゆきわたる市民生活の充実した高崎市を築くために「人権尊重都市」を宣言します。

平成7年11月30日制定
高崎市



TAKASAKI CITY

宣言制定について

人は、一人では生きていけません。お互いが助けあい、協力しあい、生きている喜びを分かちあうことができればならないと思います。

民族、性などの違いを超えて「ともに生きる」ための意識改革が求められており、また、一人ひとりが人権尊重の推進役であることを日常生活を通して実践していく必要があるとの考えから制定されました。宣言の文章構成は四段階にまとめてあります。

●第1段落では

この宣言のねらいが盛り込まれています。

●第2段落では

21世紀、世界の関心事は「人権」になるだろうといわれており、国際社会では人権感覚がその国の成熟度を図るバロメーターともされている現状を説明しています。

●第3段落では

市民としての心構えがうたわれています。

●第4段落では

心構えを実践に結び付けていくための具体的な行動及び本市が追い求める目標としての都市像がうたわれています。



人権イメージキャラクター
『人KENまもる君』

主な人権課題



人権イメージキャラクター
『人KENあゆみちゃん』

女性

家庭や職場における男女差別、配偶者・パートナーからの暴力、セクハラ等の人権問題が発生しています。女性と男性がお互いの立場を尊重して協力し合えるよう、問題についての関心や理解を深める必要があります。

子ども

いじめや虐待のような痛ましい事案が後を絶ちません。子どもが一人の人間として、権利の主体として最大限に尊重されるよう、関心と理解を深めていく必要があります。

高齢者

高齢者に対する身体的、精神的、経済的虐待などの人権問題が発生しています。高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、関心と理解を深めていく必要があります。

障害のある人

障害の有無にかかわらず、誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を推進することで、お互いが連携して支え合う共生社会を実現するために、障害のある人に対する十分な配慮と理解が必要です。

同和問題(部落差別)

結婚を妨げられたり、差別発言、差別落書などの事案が依然として存在しています。部落差別のない社会を実現するため、国や地方公共団体の責務、施策、教育及び啓発などについて定めた「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されています。問題の解決に向けての取り組みが必要です。

アイヌの人々

先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、その歴史、文化、伝統及び現状等の認識と理解を深める必要があります。

外国人

外国人であることを理由とする不当な扱いなどの人権問題が発生しています。文化等の多様性を認め、偏見や差別をなくしていく必要があります。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動(ヘイトスピーチ)については、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されています。

感染者

新型コロナウイルス感染症、エイズ、肝炎等の感染症に対する知識と理解の不足から、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。正しい知識を持ち、偏見や差別を解消していく必要があります。

ハンセン病患者・元患者・その家族

内閣総理大臣談話にもあるように、患者・元患者やその家族に対して極めて厳しい偏見・差別が存在していました。そのおかげでいた境遇を踏まえ、正しい知識を持ち、関心と理解を深めていく必要があります。

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見から、就職差別などの人権問題が発生しています。社会復帰と更生のためには、本人の強い更生意欲とともに、周りの人々の理解と協力が必要です。

犯罪被害者とその家族

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のほかに、いわれの無いわざや中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次被害を受けることがあります。犯罪被害者とその家族の人権に配慮し、関心と理解を深める必要があります。

インターネットによる人権侵害

インターネット上において、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、偏見・差別を助長する情報を発信するといった悪質な事案が増えています。利用する際のルールやマナーについての正しい知識を持ち、関心と理解を深めていく必要があります。

北朝鮮当局による人権侵害問題

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と理解を深めていくことが大切です。

ホームレス

自立支援の取り組みは行われていますが、ホームレスとなった人々に対して、嫌がらせや暴行を加える事案が発生しています。人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力が必要です。

性的指向及び性自認

同性愛や両性愛といった性的指向に関する偏見により、社会生活上の人権問題が発生しています。また身体と心の性が一致していない人が、不当な扱いを受けたりするなどの人権問題も指摘されています。偏見や差別をなくし、理解を深める必要があります。

人身取引(トラフィッキング)

性的搾取・強制労働等を目的とした人身取引(トラフィッキング)は重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。

震災等に起因する人権問題

震災等の大きな災害の発生時における、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信するなどの行動は、重大な人権侵害になり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動をとることが必要です。